

# 山陽小野田市農業委員会

## 第30回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日午後1時30分から午後2時28分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

7 重 永 達 記

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第126号 農地法第4条 転用

議案第127号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告 第56号 農地法第5条ただし書きの規定による届出について

報告 第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第128号 農用地利用集積計画について

議案第129号 農用地利用配分計画の案について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実



- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 4 番 現地の報告をさせていただきます。1 2 月 5 日に事務局 2 名と村上雅彦委員、私の 4 名で現地確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は前と後ろは道路となっています。申請地の状況は平成 2 1 年に立ち退きで現在の場所に家を移転したとのことで、顛末書が出ていますので、その他特に問題となることはありませんでした。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 126 号番号 18 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により承認することといたします。
- 次に議案第 127 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 127 号番号 133 について議案書をもとに説明いたします。
- 議案書 6 ページをご覧ください。
- 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。
- 地目は田、面積は 11, 563 ㎡です。
- 位置図は 7 ページ、公図は 8 ページ、土地利用図は 9 ページから 11 ページまでをご覧ください。
- 申請地は■■■■から■■■■へ約 1.0 k m に位置する第 1 種農地です。
- 転用目的は、駐車場の設置です。
- 申請の理由は、既存の駐車場への社員寮の建設及び新工場建設に伴う従業員の増加により駐車場に不足が生じたため、敷地に隣接する農地に駐車場を設置したい譲受人の要望に、譲渡人は以前から地場産業の振興のために工場用地として農地を提供することを約しており、また、いずれの譲渡人も後継者がいないため、今後の農地の維持に苦慮していたことから、これに応じたものです。
- 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。
- 本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、既存施設の拡張で拡張に係る敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、農地法施行規則第 35 条第 5 号に該当し、許可の対象となるものです。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 4 番 現地報告をさせていただきます。周辺の状況は、北側は水路、南側

は道路側溝で、東西は土羽でした。申請地の状況は保全管理中となっていました。雨水処理に関しては駐車場内に水路を設置し、東側の調整池に排水します。汚水に関しては発生しません。埋立法面の処理は東側が種子吹付でその他はコンクリート擁壁となります。申請地への進入路の位置は図面左側2か所で幅員は6.5mです。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界につきましては既設構造物、畦畔等で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第127号番号133に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号134について事務局の説明を求めます。

局長 議案第127号番号134について議案書をもとに説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は104㎡です。

位置図は12ページ、公図は13ページ、土地利用図は14ページをご覧ください。

申請地は、                    から          へ約1.7kmに位置する第1種農地です。

転用目的は、駐車場の設置です。

申請の理由は、中古住宅を購入したが駐車スペースが1台分しかなく、家事援助のために訪れる両親や家族の車両が駐車できないため、隣接する農地に駐車場2台分を設置したい譲受人の要望に、遠隔地に居住しており、耕作を行っていない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、既存施設の拡張で拡張に係る敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えていないため、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものがあります。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

12番

同じく12月5日に現地確認をさせていただきました。現地は            
          の          を行った一角です。東側と北側が宅地で、西側が保全管理された農地、南側が道路となっています。現況の土地も保全

管理されており、[ ]と[ ]が、境界が少し見づらくなっております。同じ所有者ということ、また、そこまで田を耕作されていないということで、北側の境界は確認できたのですが、道路と接する部分の境界がはっきりとは確認できておりません。そのためその部分にはっきりと境界がわかるように杭を打つように指示をしております。宅地と一体利用されるため、雨水等の処理は宅地側で処理するので特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 127 号番号 134 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第 56 号「公共事業の施行に伴う農地転用通知書」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の公共事業の施行に伴う農地転用通知書は 2 件です。

通知に係る農地は、番号 15 については、[ ]から西へ約 1.6km にある第 2 種農地、また、番号 16 については[ ]から北東に約 3.4km にある農用地内農地です。

番号 15 の方の位置図は 16 ページ、公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページを御覧ください。

また、番号 16 の方の位置図は 19 ページ、公図は 20 ページ、土地利用図は 21 ページを御覧ください。

借受人、貸付人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。

いずれも転用目的は災害復旧工事用道路の設置で、契約の種別は賃貸借、期間は令和 2 年 3 月 31 日までです。

使用後は原形復旧します。以上です。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 番号 15 について説明させていただきます。

[ ]のところです。災害復旧で[ ]の護岸の復旧に伴う工事で使用します。現況は保全管理中で、特に問題はないと思います。続いて番号 16 に移らせていただきます。場所は[ ]で[ ]から入る道路で、該当地は実際に耕作されている田です。使用後は現況復旧することとすることで特に問題はありません。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 56 号の審議を終わります。

次に報告第 57 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい

て」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 131 から 135 までの 5 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長 ご審議の程お願いします。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 57 号の審議を終わります。

次に、議案第 128 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 128 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 269 番から 275 番までの 7 件、11 筆、12,408 m<sup>2</sup>です。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。

9 番 直接関係があるかどうかは別として、XXXXXXXXXXが一気に辞めるということですが、今後どうなるのか。何か考えがあるのか。

局長 今まで作っていた方が一度に利用権の更新を行わないケースですが、その件につきましてはその地区の地権者の方と担い手の方、あるいは農業法人の方たちに集まってもらって、農業委員会の方が主催で農地集積会議を実施しております。XXXXXXXXXX地区で昨年末に行った会議ではXXXXXXXXXXに集積をしていただきましたし、10月に行った会議ではそれぞれで自己管理や大森さんがもう一年更新をしたり、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに畦畔の草刈りと水当て以外を作業委託する事になりました。来年度以降は機会を見て皆様には説明することがあるとは思いますが、人農地プランの実質化ということで山陽小野田市は 17 地区に人農地プランがありますが、その中で農地面積の半数以上が担い手に集積されているところでは実質化の必要がありませんが、それ以下のところは実質化に向けて地域の話し合いをすることになっています。本来でしたら農林水産課の方で人農地プランの実質化に係る工程表の案を作成し、農業委員会に相談しなければなりません、それが現状出来ておりませんので、事務レベルで説明をするように申し出をしたいと思います。その中で実質化されていない人農地プランに関しては見直さなければなりません。補助金をとるための人農地プランとなってしまうところもあり、そのようなところは更に細分化してその中で担い手が集積するメリットがあるような形で進めていければと思います。それともう一つが、担い手への集積というのを六次産業化、そして輸出拡大というのが今までの政策の柱であり、来年度に向

こう五年間の基本計画が農林水産省から示されることになっていますので、全国農業会議所が各市町の農業委員会の意見を集約して国に意見を提出していただくことになっています。その中で、農地施策の大転換もしていかなければならないところです。やみくもに農地を守るだけではなく、山陽小野田市では農業振興地域の見直しも進めていますが、都市計画区域に入れて都市的土地利用を図るべき農地もあるのではないかと思います。その点も踏まえて今後十分検討しつつ、守るべき農地は守るように農業委員会も山口県農業会議や全国農業会議所とともに然るべきところに提言していきたいと思ひます。

議長

他にありませんか。ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第 128 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 129 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

議案第 129 号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和元年 12 月 3 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 42 及び 43 の 2 件、3 筆、3,293 m<sup>2</sup>でございます。

ご審議の程をお願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

異議の無い方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

全員異議が無いようですので、原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、来年 1 月 7 日(火)9 時から、眞鍋委員と森田委員でお願いします。

第 31 回総会は、明くる 1 月 14 日(火)13 時 30 分からで、会場は厚狭公民館 2 階研修室です。

議長

以上をもちまして第 30 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 28 分 閉会

山陽小野田市農業委員会  
会 長

議事録署名委員  
8 番委員

議事録署名委員  
9 番委員